

消費税軽減税率制度説明会

本年10月1日より消費税が8%から10%に引き上げると同時に、食料品等の軽減税率制度も導入されます。

特に軽減税率による対象品目の区分や価格表示の検討、領収書(レシート)や請求書の様式変更に加え、適用税率ごとの区分経理の実施など経理処理等の事務負担が増え、更に事業者・消費者の双方で様々な混乱が生じることが想定されます。

また、小売業や飲食業等については、システムの改修・開発やレジの入れ替えといった時間やコストがかかり対応が必要になります。

今回は消費税軽減税率制度の概要と複数税率対応レジ補助金等事業者支援措置についての説明会を開催します。是非ご参加下さい。



開催日 平成31年 **2月14日(木)**

時間 ◆13:30~14:30 **消費税軽減税率制度の概要**

講師:名古屋国税局 軽減税率制度課 国税実査官
各務 陽介 氏

◆14:40~15:20 **消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置**

講師:税理士・宅地建物取引士
竹山 時敏 氏

会場 ひだ地場産ビル 4F (駐車場利用料金は参加者各自で負担をお願いします)

定員 50名

参加料 無 料

申込み方法 下記の申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込み下さい。
(メールでのお申し込みも可能、申込書記載事項を記入してご返送下さい)

お問い合わせ 高山商工会議所 電話 32-0380 E-mail: info@takayama-cci.or.jp

主催/高山商工会議所・高山信用金庫

切り取らずにこのままご返信下さい

消費税軽減税率制度説明会 申込書

Fax.(0577)34-5379

事業所名			
参加者名			
住 所			電話番号

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、各種情報提供の目的のみに使用します。